

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	1
○土地改良区の役員の退任 ( " )	1
○土地改良区の清算人の就職 ( " )	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
高知県教育委員会告示	
○県統計調査の実施 (教育委員会事務局総務福利課)	1
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (4・27揭示)	2
◎職員団体の登録等に関する規則	2

## 告 示

### 高知県告示第289号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類  
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 作業期間  
平成22年5月10日から同年12月24日まで
- 作業地域  
安芸市及び吾川郡いの町

### 高知県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年5月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 香北野市
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町岩改字芝ノ上1969番から香美市香北町岩改字新屋敷3186番1まで	前	4.1 }	260
	後	8.1 }	
		16.5	

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	千頭 孝一	土佐市塚地 408
(就任)		
理事	市川 精香	土佐市塚地 386-1
	坂本 英幸	新居2341

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市大谷土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	井上 政一	須崎市大谷335
	西村 秋義	316
	竹内 正一	505-2
	森光 義孝	707
	西村 光博	357
	森光 保	713

- 西村 俊雄 " " 972-4  
竹内 一俊 " " 993

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市大谷土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
井上 政一	須崎市大谷335
西村 秋義	" " 316
竹内 正一	" " 505-2
森光 義孝	" " 707
西村 光博	" " 357
森光 保	" " 713
西村 俊雄	" " 972-4
竹内 一俊	" " 993

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年2月25日 21高都計第657号	南国市浜改田字岩坂738番2ほか	香南市野市町下井971番地3 マリ ペール下井202号 瀨田 進

## 教育委員会告示

### 高知県教育委員会告示第10号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成22年5月11日

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

- 調査の名称  
高等学校卒業者の進学状況調査
- 調査の目的  
高等学校卒業者の進学状況を調査し、教育行政上の資料とす

るため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域

高知県全域

(2) 属性

高等学校卒業生

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 平成22年3月の高等学校卒業生の進学状況に関する事項

(ア) 卒業生数

(イ) (ア)のうち大学又は短期大学への進学志願者数

(ウ) (イ)のうち進学者数

(エ) (ウ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあっては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数

イ 平成21年3月以前の高等学校卒業生であり、かつ、平成22年度に大学又は短期大学への進学を志望した者の進学状況に関する事項

(ア) 大学又は短期大学への進学志願者数

(イ) (ア)のうち進学者数

(ウ) (イ)のうち大学及び短期大学の学校別（複数の学部又は本科を置く大学又は短期大学にあっては、学部又は本科別に区分するものとする。）並びに学部及び学科系統別の進学者数

ウ 四国内の国立大学並びに高知県内の公立大学及び短期大学に関する大学又は短期大学別の進学志願者数及び合格者数

(2) その基準となる期日

平成22年5月1日

5 報告を求める者

(1) 数

約7,000人

(2) 選定方法

全数

6 報告を求めのために用いる方法

(1) 調査組織

高知県教育委員会が県内の高等学校に直接報告を求める。

(2) 調査方法

文書調査（電子メール又は郵送による。）

7 報告を求める期間

平成22年6月1日から同年7月31日まで

-----

人事委員会規則

-----

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月27日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第23号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「週休日」を「週休日、職員の勤務時間条例第9条の3第1項の規定により同項に規定する勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員団体の登録等に関する規則をここに公布する。

平成22年5月11日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第24号

職員団体の登録等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第5項及び職員団体の登録に関する条例（昭和41年高知県条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、職員団体の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録簿）

第2条 人事委員会は、法第53条第5項の規定により職員団体の登録をするときは、同条第1項の規約及び条例第2条第1項各号に掲げる事項を登録簿に記載するものとする。

2 前項の登録簿には、同項に規定するもののほか、法第53条第6項の規定に基づく登録の効力停止及び登録の取消し、同条第10項の解散、次条の規定による解散による登録の抹消、第4条第3項の規定による申請による登録の抹消並びに職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項の規定に基づく法人となる旨の申出（第6条において「法人となる旨の申出」という。）に関する事項を記載するものとする。

（解散による登録の抹消）

第3条 人事委員会は、法第53条第10項及び条例第4条第1項の規定による解散の届出があった場合において、当該解散が適法なものであるときは、当該職員団体の登録を抹消し、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（申請による登録の抹消）

第4条 登録を受けた職員団体（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条第5項に規定する法人である登録職員団体を除く。次項において同じ。）は、人事委員会に登録の抹消を申請することができる。

2 登録を受けた職員団体が前項の規定に基づき申請をする場合には、その代表者を通じて申請書を提出しなければならない。

3 人事委員会は、第1項の規定に基づく申請があったときは、当該職員団体の登録を抹消し、その旨を当該職員団体に通知するものとする。

（公示による登録の取消しの通知）

第5条 条例第5条の規定による登録の取消しの通知をする場合において、これを受けるべき者の所在が知れないときその他通知をすることができないときは、当該通知の内容を高知県公報に登載するものとし、高知県公報に登載された日から14日を経過した時に当該通知があったものとみなす。

（法人となる旨の申出）

第6条 登録を受けた職員団体が人事委員会に法人となる旨の申出をする場合には、その代表者を通じて申出書を提出しなければならない。

2 人事委員会は、法人となる旨の申出があったときは、当該法人となる旨の申出を受理したことの証明書を当該職員団体に交付するものとする。

3 法第53条第1項の規定に基づき登録を申請する職員団体が登録後直ちに法人となろうとする場合には、当該登録の申請の際に第1項の申出書を提出することができる。この場合において、当該職員団体が登録されたときは、登録後直ちに法人となる旨の申出があったものとみなす。

（様式）

第7条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第2条第1項の申請書 別記第1号様式による職員団体登録申請書

(2) 条例第2条第2項第1号の書類 別記第2号様式による重要な行為の決定に関する証明書

(3) 条例第2条第2項第2号の書類 別記第3号様式による職員団体の組織に関する証明書

(4) 規約の変更に係る条例第4条第2項の届出書 別記第4号様式による職員団体規約変更届出書

(5) 条例第2条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る条例第4条第2項の届出書 別記第5号様式による職員団体役員変更届出書

(6) 条例第2条第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更に係る条例第4条第2項の届出書 別記第6号様式による職員団体登録事項変更届出書

(7) 解散に係る条例第4条第2項の届出書 別記第7号様式



**第 2 号 様 式**（第 7 条 関 係）

重要な行為の決定に関する証明書

当職員団体に係る下記の事項が、地方公務員法第53条第3項の規定に従って別紙のとおり決定されたことを証明します。

記

決定された事項

年 月 日

職員団体 名称  
 証明者の役職  
 名及び氏名

㊤

- 注 1 「決定された事項」欄は、規約の作成又は変更、役員の選挙、解散その他の証明をする事項の種類を記載してください。
- 2 役員の選挙以外の事項について証明する場合は別紙のその1を、役員の選挙について証明する場合は別紙のその2を添えてください。また、複数の事項を証明する場合は、別紙のそれぞれを添えてください。
- 3 証明者は、大会議長、選挙管理委員会委員長等の投票又は選挙の管理責任者としてください。

別紙  
 (その1)

投票及び開票に関する調べ

投票の種類				
投票	投票の期日	年 月 日		
	投票の期日を告示した日	年 月 日		
	投票の場所			
	投票の方法			
	投票当日の構成員数（連合体の場合は、代議員数）			
	投票の状況	投票当日の有権者数	投票者数	投票歩合
	人	人	%	
	投票当日の構成員数と有権者数とが異なる理由			
開票	開票の日	年 月 日		
	開票の場所			
	開票の状況	投票総数	有効投票	無効投票
		票	票	票
	賛成票	票		
	反対票	票		

注 「投票の種類」欄は、投票の対象である決定された事項の種類を記載してください。

(その2)

投票及び開票に関する調べ（役員の選挙）

選挙の種類				
投票	選挙の期日	年 月 日		
	選挙の期日を告示した日	年 月 日		
投票の場所				
投票の方法				
選挙当日の構成員数（連合体の場合は、代議員数）				
投票の状況	選挙当日の有権者数	投票者数	投票歩合	
	人	人	%	
選挙当日の構成員数と有権者数とが異なる理由				
開票	開票の日	年 月 日		
	開票の場所			
	開票の状況	投票総数	有効投票	無効投票
		票	票	票
候補者別得票数	役職名	候補者氏名（ふりがな）	得票数	当落
			票	
			票	
			票	
			票	
			票	
			票	
			票	
			票	
			票	

注 「選挙の種類」欄は、一般選挙、再選挙、補欠選挙等の職員団体の選挙に関する定めに基づく選挙の名称を記載してください。

第3号様式（第7条関係）

職員団体の組織に関する証明書

当職員団体は、地方公務員法第52条第3項及び第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明します。

年 月 日

職員団体 名称  
代表者の役職  
名及び氏名

㊟

**第4号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
 代表者の役職  
 名及び氏名 ㊤

職員団体の規約変更届出書

下記のとおり規約に変更がありましたので、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

新规定	旧規定	変更の趣旨

- 注 1 変更箇所について、新规定は実線（\_\_\_\_\_）で、旧規定は点線（.....）で表示してください。
- 2 変更後の規約を1部添えてください。

**第5号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
 代表者の役職  
 名及び氏名 ㊤

職員団体役員変更届出書

下記のとおり役員に変更がありましたので、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

役職名	氏名	住所	所属及び職名

（任期： 年 月 日から 年 月 日まで）

注 「所属及び職名」欄は、職員でない役員の場合は、その職業を記載してください。

**第6号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
代表者の役職  
名及び氏名 ㊤

職員団体登録事項変更届出書

下記のとおり登録を受けた事項に変更がありましたので、地方公務員法第53条第9項及び職員団体の登録に関する条例第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容

3 変更理由

**第7号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
代表者の役職  
名及び氏名 ㊤

職員団体解散届出書

当職員団体は、年 月 日付けで解散しましたので、地方公務員法第53条第10項及び職員団体の登録に関する条例第4条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

**第8号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
代表者の役職  
名及び氏名 ㊤

職員団体登録抹消申請書

下記の理由により職員団体の登録の抹消を受けたいので、職員団体の登録等に関する規則第4条第1項の規定に基づき申請します。

記

登録の抹消を受けたい理由

**第9号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

職員団体 名称  
代表者の役職  
名及び氏名 ㊤

法人となる旨の申出書

当職員団体を法人としたいので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定に基づき法人となる旨を申し出ます。